平成30年9月9日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人　稲田久子
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

終活の最先端　～亡くなった後、パソコン・スマホをどう処理するか～

講師は、日本デジタル終活協会代表理事伊勢田篤史先生。この協会は、デジタル遺品に対する死後の取り扱いについて考える活動をされています。

具体的にデジタル遺品とは、デジタル機器を通じてのみ把握できるもので、オフラインデータとオンラインデータがあります。オフラインデータは、PC・スマホ上に存在するデータで、オンラインデータはインターネット上に存在するデータになります。　ここで注意したいのは、PC・スマホ等の電子機器は「デジタル遺品」ではなく、普通の「遺品」です。

また、オフラインデータは所有権が認められないので相続の対象にはなりませんが、電子機器を相続した相続人は電子機器を介してオフラインデータを処分することができます。
オンラインデータは、ネットサービス・マイレージ・Amazonやビッグカメラのポイント等になります。これは民法上の債権に属すか属さないかで相続できるかどうかになります。利用規約に書かれているので気になる方はその点を留意して規約を読んでみてください。ちなみにマイレージのポイントは相続で引き継げますが、Amazonやビッグカメラのポイント、ＦＢ、電子書籍は相続できません。もともと相続を見越したサービスにはなっていないようです。

さて、ここからはデジタル終活をする上で最も大切なところです。隠したいデータと残すべきデータの分類です。
隠したいデータは、自分自身がとても恥ずかしもの（ｱﾀﾞﾙﾄｺﾝﾃﾝﾂ・体重の記録・内緒の写真…）や、残された家族を不幸にするもの（不倫相手との写真・裏の顔が分かる日記・異常な趣味…）だそうです。
「絶対に隠す」ものがある場合は、PC・スマホにアクセスさせない一方で、「残したいもの」がある場合には、外付けHDDや信頼できる第三者等を利用して、「残したいもの」が確実に残したい人に残せるように手配します。
アクセスさせないようなアプリケーションも存在するようですが、往々にして期せずして中身を見ることになってしまった相続人もいるようです。データの処理はきちんと紙ベースで残し（データ処理を第三者に託すのもいい）、個人情報の漏洩が気になるなら貸金庫に保管するのがよいようです。特にネットの金融機関、有料サイト、ブログ、FBなどはID・PWがないと解約に応じてくれないケースがほとんどです。取引先はきちんと明記して残すべきでしょう。

隠したいデータをどうしたらよいのか？　最善策を最後にお尋ねした人がいましたが、講師の答えは「自身の思いをきちんと叶えてくれる、そういった人間関係、家族関係を日頃から作っておく、これが最高の対策です」とのことでした。

文責：経営支援部資産税ｸﾞﾙｰﾌﾟ　　稲田久子